

(4)元禄8 (1695) 年 幕府による竹島帰属等に関する問い合わせとその回答

12月24日、老中阿部豊後守が鳥取藩に対し、「因州・伯州え付候竹嶋は、いつの頃より両国え附属候哉(1条目)」など、竹島帰属に関する7か条の問い合わせを行う。翌25日、鳥取藩は回答を行い、「竹嶋は因幡・伯耆附属にては無御座候(1条目)」、「竹嶋・松嶋其外両国え附属之嶋無御座候(6条目)」など、竹島と松島は鳥取藩に帰属しない旨を報告(「竹嶋之書附」)。

史料7 12月24日に鳥取藩から阿部豊後守へ提出された回答書(「竹嶋之書附」)

竹嶋は因幡伯耆附屬候事、其外伯耆國
 米子町(大屋左衛門村川市兵衛と申者渡海
 儀、松平新太郎領國之節、以御奉書被仰出候旨承候。
 其以前渡海仕候儀も有之様二は及承候得共、其段相
 知不申候事

竹嶋廻凡八、九里程有之由。人居無之候事

竹嶋江漁採参候時節は、二月、三月頃米子出船每
 年罷越候。於彼嶋咆・みちの魚獵仕候船数大・小二
 艘参候事

一、四年以前申年、朝鮮人彼嶋江参居候節、船頭共参
 相候儀、其節御届申上候。翌酉年も朝鮮人参居申内、
 船頭共罷逢、朝鮮人二人連候而米子江罷帰、其段も
 御届申上、長崎江相送申候。戌年は遭難風、彼嶋着
 岸不仕段御届申上候。当年も渡海仕候處、異国人数
 多見江申二付、着岸不仕罷帰候節、松嶋二て咆少々
 取申候。右之段御届申上候。右之段御届申上候事

一、申年朝鮮人参候節、船拾壹艘之内六艘遭難風、残
 五艘は彼嶋二留り、人数五拾三人居申候。酉年は船
 三艘人四拾式人参居申候。当年は船数餘多人も相見
 江申候。着岸不仕付、分明御座候事

一、竹嶋・松嶋其外両国江附屬之嶋無御座候事。以上

(二月二十四日)

一、竹嶋は因幡・伯耆附屬にては無御座候。伯耆國米
 子町人大屋九右衛門・村川市兵衛と申者渡海漁仕候
 儀、松平新太郎領國之節、以御奉書被仰出候旨承候。
 其以前渡海仕候儀も有之様二は及承候得共、其段相
 知不申候事

一、竹嶋廻凡八、九里程有之由。人居無之候事

一、竹嶋江漁採参候時節は、二月、三月頃米子出船每
 年罷越候。於彼嶋咆・みちの魚獵仕候船数大・小二
 艘参候事

一、四年以前申年、朝鮮人彼嶋江参居候節、船頭共参
 相候儀、其節御届申上候。翌酉年も朝鮮人参居申内、
 船頭共罷逢、朝鮮人二人連候而米子江罷帰、其段も
 御届申上、長崎江相送申候。戌年は遭難風、彼嶋着
 岸不仕段御届申上候。当年も渡海仕候處、異国人数
 多見江申二付、着岸不仕罷帰候節、松嶋二て咆少々
 取申候。右之段御届申上候。右之段御届申上候事

一、申年朝鮮人参候節、船拾壹艘之内六艘遭難風、残
 五艘は彼嶋二留り、人数五拾三人居申候。酉年は船
 三艘人四拾式人参居申候。当年は船数餘多人も相見
 江申候。着岸不仕付、分明御座候事

一、竹嶋・松嶋其外両国江附屬之嶋無御座候事。以上